**薬剤師不在時間がある場合の対応チェックリスト**

さいたま市

（変更届等の提出にあたっては、以下の要件を満たしているか確認すること。）

**許可番号：　　　　　　　　　　　　薬局名：**

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　　件 | 確認欄 |
| **１　薬剤師が不在となる時間の取扱い（理由）が妥当であること。**不在となる理由： | □ |
| **２　薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖すること。（原則施錠）**（施行規則第14条の3第3項、構造設備規則第1条第1項第10号ニ） | □ |
| **３　薬剤師不在時間は、要指導医薬品、第一類医薬品を通常陳列し、交付する場所を閉鎖すること。**　（構造設備規則第1条第1項第6号、第10号ハ、第11号ハ、施行規則第14条の3第1項）**※登録販売者も不在となる場合は、第2類、第3類医薬品を通常陳列し、交付する場所****も閉鎖すること。** | □ |
| **４　薬剤師不在時間内は、薬剤師不在時間に係る掲示事項（薬剤師が①調剤に応じることができない旨、②不在にしている理由、③薬局に戻る予定時刻）を、薬局内及び薬局の外側のそれぞれ見やすい場所に掲示すること。**（施行規則第15条の16） | □ |
| **５　１日あたりの薬剤師不在時間は、４時間又は１日の開店時間の２分の１のいずれかの短い時間を超えないこと。**（体制省令第1条第1項第7号） | □ |
| **６　薬剤師不在時間内は、管理薬剤師が、当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。**（体制省令第1条第1項第8号） | □ |
| **７　薬剤師不在時間内に、調剤を行う必要が生じた場合の必要な措置（近隣の薬局を紹介する、薬剤師が速やかに薬局に戻る等）を講じる体制を備えていること。**（体制省令第1条第1項第9号）［紹介する場合の近隣の薬局名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］　　　　　　　　　　（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| **８　薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成すること。また、その手順書に基づき業務を実施すること。**（体制省令第1条第2項第6号） | □ |

注：・２～３について、新たに閉鎖措置を設けた場合等、構造設備に変更が生じた場合は、

構造設備の変更も併せて届け出てください。

　　・８について、作成した手順書を窓口で提示してください。